

天白麻雀及び天ジャン貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天白麻雀（麻雀牌 34 種類 136 枚・点数カード 5 種類 91 枚・説明書 1 部・収納箱 1 箱の総称をいう。）及び天ジャン（絵柄カード 18 種類 108 枚・点数カード 3 種類 80 枚・説明書 1 部・役一覧表 4 部・収納箱 1 箱の総称をいう。以下これらを「天白麻雀等」という。）の無償貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において「借受人」とは、天白麻雀等の貸出しを受けるために申込みを行った団体又は個人をいう。

(保管)

第2条 天白麻雀等は名古屋市天白区役所企画経理課（以下「企画経理課」という。）において保管及び管理するものとし、企画経理課長（以下「課長」という。）が貸出しを行う。

(貸出先)

第3条 天白麻雀等の貸出しを受けることができる者は、名古屋市の局室区公所並びに福社会館、児童館及び名古屋市内の学区連絡協議会、女性会、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、老人クラブ、保健委員会その他営利を目的としない団体または個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、課長は、営利を目的とする団体又は個人から申込みがあった場合において、地域交流の促進その他公益上有益と認められる用途に使用するとき、貸出しをすることができる。

(貸出申込)

第4条 天白麻雀等の貸出しを受けようとする者は、天白麻雀・天ジャン貸出申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、FAX、電子メール、郵送又は持参の方法により課長に提出しなければならない。

2 貸出しの申込みは、原則として貸出希望日の1週間前までに行うものとする。

3 貸出しは、原則として申込順で行うものとする。

4 課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しを行わないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 政治活動又は宗教活動に使用するとき。

(3) 法令に違反する行為に使用するとき。

- (4) 営利を目的とする事業又は活動に使用するとき。
- (5) 天白麻雀等の適正な管理又は運用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 過去にこの要綱に違反したことがあるとき。
- (7) その他課長が貸出しを不適當と認めるとき。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、課長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 課長は、借受人が第7条各号のいずれかに違反したと認めるとき、又は天白麻雀等の管理上必要があると認めるときは、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出及び返却の方法)

第6条 天白麻雀等の貸出し及び返却は、企画経理課事務室において行うものとする。

- 2 借受人は、返却時に企画経理課職員の確認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 天白麻雀等を折り曲げ、書き込み、又は水濡れその他の方法により汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 受取予定日時及び返却予定日時を遵守すること。
- (3) 申込書に記載した目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 天白麻雀等を複製しないこと。
- (5) 天白麻雀等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 天白麻雀等を汚損し、毀損し、又は紛失したときは、速やかに課長へ報告すること。

(事故時等の処置)

第8条 天白麻雀等の借受期間中における保管又は使用に関して第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

- 2 前項の場合において、名古屋市に損害を与えたときは、借受人はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第9条 名古屋市は、天白麻雀等の貸出しに関して借受人又は第三者に生じた損害について、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負わな

い。

(天白麻雀等の毀損・滅失)

第10条 借受人は、天白麻雀等の返却前に自己の責めに帰すべき事由により天白麻雀等を毀損し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその原状回復に必要と認められる費用を負担しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の運用に関する必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。